

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している事業者は、排出水の測定・記録・保存が必要です

水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質の項目について、水質の測定・記録・保存が義務付けられています。

1 測定対象項目

排水基準が適用されている項目のうち、特定施設設置（使用、変更）届出書の「排出水の汚染状態及び量」を記載する欄により届け出た項目^{※1}

※1 事業場の工程からみて排出水に含まれる項目について確認し、届出内容と相違がある場合は変更の届出を行うとともに、不足していた項目については測定等を行ってください。

2 測定・記録・保存

・排水口ごとに排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に排出水の汚染状態を**年1回以上測定**

・所定の様式（水質汚濁防止法施行規則 様式第8^{※2}）に記録し、3年間保存

※2 裏面参照

3 罰則

測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合
30万円以下の罰金

～ 1日当たり 300 m³以上の排水を排出する事業者の方へ～

横浜市生活環境の保全等に関する条例においても、次のとおり排水の水質等の測定等が義務付けられています。

- ・排水に含まれるおそれのある項目について、排水の汚染状態及び量を**毎月1回以上測定**
- ・様式は問わず、記録し3年間保存
- ・測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合は、10万円以下の罰金

※1日当たり 300 m³未満の排水を排出する事業者の方についても、排水の規制基準の遵守を確認するため、毎月1回以上の自主的な測定をお願いします。

水質汚濁防止法施行規則 様式第8とは

様式第8

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設 の使用状 況	採水者	分析者	測 定 項 目				備 考
	名 称	排 水 量 (m ³ /日)								

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること

※ 本様式は下記URLからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/suidakuho/haisuikijyun.files/yoshiki8.xlsx>